

令和7年年末の交通事故防止運動の実施について（一般）

令和7年11月12日
兵警交企一般甲第96号

令和7年年末の交通事故防止運動の実施について（一般甲）（要徹底・要計画実施）

みだしの運動について下記のとおり取り組むこととしたので、各所属長は、本運動の目的等を所属職員に周知徹底の上、真に効果の上がる運動を推進されたい。

記

1 目的

この運動は、年末の交通情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及及び浸透を図り、交通ルールへの遵守及び正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間等

12月1日（月）から同月10日（水）までの10日間とする。

なお、12月1日は「交通安全意識を高める日」に、同月2日は「自転車安全利用の日」に指定されている。

3 運動重点

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) 飲酒運転等の根絶と夕暮れ時・夜間の早めのライト点灯やハイビームの活用の促進
- (3) 自転車等の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用の促進

4 運動推進の基本的な考え方

- (1) 警察の総合力の効率的な発揮

本運動の取組が真に効果を上げるためには、警察の総合力を効率的に発揮する必要があることから、交通事故の発生時間、場所、形態等の特徴をあらかじめ的確に分析するとともに、分析結果に基づく諸対策を各部門が緊密に連携して推進すること。

- (2) 交通安全意識の高揚を促進する施策の推進

運動重点の実践に当たっては、交通ルールの遵守及び思いやり・ゆずり合いの気持ちを持った交通マナーの実践の必要性を県民が実感することができる施策を推進すること。

- (3) 地方公共団体等との連携

地方公共団体、関係機関及び団体等との連携を強化し、計画的かつ組織的な活動を推進すること。

5 留意事項

各所属長は、年末に掛けての交通事故を防止するため、本運動終了後も引き続き所属の実情に応じて、創意工夫を凝らした活動を推進すること。

6 その他

この通達に定めるもののほか、本運動の実施に関し必要な細部事項については、交通部長が別途示達する。